

不朽社發行

相撲全書

特 71

764

楯三編



301347-001-2

特71-764

相撲全書

吉村楯三/編

M32.4

CEM-0001



持71-764

相撲全書

はしあき



過ぎに一年ある酒宴の席にて海山の友綱、鯉山の武蔵川  
 鳳凰、大砲、海山、その外四五人の力士ともと會合し相撲の  
 話に及びひしに傍らに在り一人余に相撲の沿革及び土俵  
 四本柱などの故實を演説せよと勸めて已ます余は元來  
 いふまでもなき無學寡聞の者なれども相撲は幼少の頃  
 より好む道として折にふれは沿革故實とも調べ置き  
 たる事もあり素より杜撰の譏りは免がれざれども只一  
 場の雑談として苦しかるまじと出放頭は喋舌りしを  
 端なくも力士とも聞詰め今の話を書き記して呉れまど  
 切に請はれ已むなく荒ましを書き記して與へし事あり

跡にて考へれば解與とは云へ恥にもなる事を扱ても由  
 なきこととしてけりを悔むに詮なく更によく／＼取調べ  
 て審き直したる上前のと取り替へばやと其の後一つ二  
 つ古き書をも覗き且つは又斯の道に委しき人に就きて  
 聞き糺しもしつ开を集むるほど思ひしよりは最と長  
 くなりぬ善き折をも得ざりけるまゝ匣底におさめ置き  
 しを此の頃親しき友の來りしかば取り出して見せける  
 に斯までよなりしものを寧ろ上梓しては如何にとさを  
 られしよ浮かと乗りて更にまた昔にも増したる恥らす  
 になん

明治卅年の三月中旬

吉村樓井識

# 相撲全書

## 目録

相撲の起原	一
相撲の節會	三
最手役の始	四
古代力士の紐	七
四十八手の古法	八
相撲の盛衰沿革	九
勸進相撲	十六
將軍上覽相撲	十七
上覽の一式	廿二
上覽士俵の古實	廿八

上覽相撲の勝負	冊一
上覽行司の一式	冊五
土俵の古實	冊八
横綱の古實	冊九
力士の位次	四十八
江戸時相撲の旺盛	四十九
四十八手の詳解	五十一
相撲人の心得	五十九
立合の意味	五十九
強弱虚實の体	六十
強柔弱剛の体	六十一
有無の体	六十一

餘力の体	六十二
過不及の体	六十二
九死一生の体	六十三
一体一生一の捨	六十三
内掃き外掃き	六十三
突手突膝	六十四
浮矩高足	六十四
忍運の理	六十五
相撲の批判	六十五
投手業の理解	七十一
相撲の番附	七十五
番組及び給金	七十八

行司の給金  
 年寄及び検査役  
 古今大關一覽  
 東京力士略傳  
 大阪力士略傳

四  
 七十九  
 七十九  
 八十  
 八十九  
 九十六

目次終

相撲全書

吉村楯三編

◎相撲の起原  
 相撲の起りは、天竺にては釋迦牟尼佛悉達太子にてありける  
 時、父淨飯王の弟白飯王提婆達多、摩那大臣と角力ありしに  
 始まりし事法華經に見たり、唐土にては六國の時に始まり  
 秦の二世皇帝も武を講ずるの道として、甘泉宮に於て度々催  
 しありたりとぞ、漢の武帝の時には牛を闘はしめて勝負を争  
 ひ、これを角觝と名稱はしとぞ  
 今我朝に於ける相撲の起原を尋ねるに、遠く神代に始まりし  
 ものを見ゆ、相撲略傳に曰く、我國角力の技、藐く神代に權

興すと、這は彼の古事記に記したる、鹿島神と訪諏神との角力を指したるなるべく、また彼の手力雄の尊の、拍手をうち足力を踏み、天の岩戸を千里の表に投げ給へる、これをば獨り角力と稱へて、今なほ力神の祖と仰ぐ、信州戸隠大明神これなり、左れば我日本は天地の開け初まりしと共に、早く既に相撲の技は行はれたるものと知らるゝなり  
降て人皇十一代垂仁天皇の御代に至り、大和の國當麻の里に蹶速となん云へる剛の者ありけり、己が強力に慢じて無道なるにより人これを憎み、世に力の優れたる者を尋ねしに出雲の國に野見の宿禰と申す者、力量無双との聞ありければ其の由奏聞いたし、禁廷に於て兩人力競の立會角力ありけり、宿禰蹶速を取つて投げつけ其脇骨を踏み折る、仍りて宿禰の

力を賞し大和に土地を賜はりたりとぞ(日本紀)後世宿禰を相撲道の祖神とあふぎ、今現に東京本所に其の社あり  
是より角力の業は次第行はれ、三十五代皇極天皇の元年に百濟の使者來朝ありける時、大に我が武威を示さんとて諸國強力の者を集め、朝廷にて盛んに角力させたる事あり

◎相撲の節會

後四十五代聖武天皇の神龜三年、諸國一統豐作なりしかば五穀成就の御祭事あり、當時各地とも角力専ら行はれたれど、義禮甚だ混雜して徒らに争ひの端を開くのみなりし、左れば傍ら矯正せんとの思召にて、則ち朝廷にても行はるべきの詔あり、國中に高札をたて、力士を招き、大に角力させ給ひける、これを角力節會の始めとす、此の時初めて左右に最手役

を定めらる、最手とは審かに手を取るの最上と云ふ意にて、  
即ち今日の大關なり、次を最手脇また助手と稱し、その次を  
力士といふ、これ三役の初めなり

然るに此の朝廷の角力ありしより後、年々諸國豊作なりしか  
ば、いよく角力の業盛んになり、朝廷にても年々秋七月に  
催されける

◎最手役の始り

其頃近江の國志賀の里に、志賀清林と云へる者あり、力量勝  
れて天下に敵なければとて、これを最手役と定め給ひける、  
畧傳に曰く

其の義禮の式、勝負の決、苟も其の人を得るに非ざれば、  
議し定むべからざるなり、其の器たる者を撰んで、清林を

近江に得たり、擧げて以て最手役の一人と定む云々

最手役は今日の大關なれども、また今日の行司をも兼たる者  
なり、即ち清林を最手役となすと全時に、角力の司をも仰せ  
付けられたり、是に於て角力を改めて相撲となし、相手を痛  
め或は殺すなどの手を嚴禁したり、略傳に曰く

角力は殺手なり、是が爲めに手を禁じて取らず云々  
是志賀清林の定むる所なりとか、是より相撲の作法、勝負の  
理、皆清林の風儀に従ひ、相撲の道初めて正しくなりけると  
ぞ、公事根源に曰く

七月に相撲節と云ひて、天子の御覽することなり、先づ十  
六七日の間に召仰あり、上卿勅を奉つりて、左右の次  
將に相撲あるべき由を召仰せらる、左右の近衛方を分けて

國々へ使を下して相撲を召す、これを萬葉にも部領使と申すなり、廿六日に内取と申す事あり、主上仁壽殿に出御なる、左右の相撲人、禪禪の上に狩衣袴を着て、一度に相撲を取りて勝負あり、廿八日に見合せあり、天皇南殿に出御ある、王卿參上す、大將相撲の姿を取り、十七番取りて勝の方乱聲あり、又廿九日に拔出とて、相撲をすぐりて御覽せらるゝなり云々

左右と云へるは左近衛右近衛にて、大將と云へるは近衛の大將なり、また勝の方乱聲ありと云へるは、音楽を奏するの意なり

相撲隱雲解に曰く  
 朝廷節會の禮、東西と云ふ事なく左右と唱ふ、左方は元方

にして右方は寄方と見ゆたり云々  
 とあれども矢張り東西の名稱はありたるなり、即ち志賀清林の生國近江より以東の力士を東方となし、以西の力士を西方と稱したり、又元方寄方と云へるは、後年寄相撲の行はれたる時の事にして、節會時代には非ざるならん

◎古代力士の粧ひ

當時力士の東より出る者は頭に葵の花をさし、西より出る者は夕顔の花をさしたる由、東西より出る道を花道と稱するはこれに因りてならんか、さて力士の土俵に臨むには、或は裸体に禪して袴をはきたる上に狩衣を着し、又は袴なしに狩衣だけを引懸けて出てしもありとか、或は狩衣の上に紐または帯をしめたるも、或は狩衣を着たるまゝにて帯せぬもありた



りどぞ、また天覽てんらんの節行事せつぎぎの服装ふくぎは、褌衣かついでに布帶ぬのびたして老懸おらひの冠かんを着し、手には弓ゆみを執りて勝負しやうぶを定めけるとなん  
後世弓こうせいゆみに易いふるに團扇うまはを以てしたるは、吉田家永きちんがえいの御團扇おんうまはを給たまはりしに由る

◎四十八手の古法

相撲そまの道相對みちあひたいよては勝負しやうぶの争あひ起り、結局けつぎ果はしなきを以て清林せいりんに勝負しやうぶの手を判はんすべき勅命ちよくめいあり、獅子王ししおうの御團扇おんうまはを賜たまはる則ち四十八手を定む、其元は四手よてにして投なげ、掛か、捻ひねり、反そりなりこれに十二手づゝを出し合せて四十八手となす  
投なげとは腰こしを以てする業わざにして、上手投うはてなげ、下手投したてなげ、引投ひきなげ、上矢うはや倉くら、下矢倉したやくら、首投くびなげ、カラミ投あやにやりなげ、握投にぎりなげ、寄投よりなげ、出投だしなげ、手援てたす、腹投はらなげ、八柄投やちらなげ等なり

掛かとは足を以てする業わざにして、二足掛そくあし、一本掛ほんあし、内掛うちか、外掛そと、手斧掛てのきり、泥障掛ぬいぢやう、呼掛よびか、渡掛わたし、タグリ掛たぐり、掛モタレかきもたれ、水掛みづか、傳掛つたへ等なり

捻ひねりとは手を以てする業わざにして、合掌捻あつせう、肩スカシかた、外無双そとむさう、内無双うちむさう、突落シつぎおとし、逆捻さかひねり、クシキくしき、引落ひきおとし、出捻だしひねり、卷落まきおとし、頭捻あたまひねり、片手かたてワク等なり

反そりとは頭を以てする業わざにして向反むきそり、居反ゐそり、掛反かばそり、寄反よりそり、傳反つたへそり、撞木反つちきそり、一寸反いちゆん、擲寶珠枕なげたまじゆまくら、腕反かみ、鴨の入首いれくび、クシキ反くしきそり、衣きぬカツギ等なり

◎盛衰沿革

相撲すまの司つかさは代々志賀家しがけに於て勤つとめ、爾來じらい益々此の道盛みちさかになりぬ、五十五代文徳天皇ぶんとくてんのうの天安二年寅あまのねの三月、山城やましろの人左兵衛ひだりべゑ

佐紀名虎と、攝津の人右少將伴善雄と勇劣を争ひ、七十七代  
 後白河天皇の保元元年、子の十一月廿五日、鎮西八郎爲朝と  
 山村伊豆守と相撲ひし事あり、八十代高倉天皇安元二年申二  
 月、河津三郎祐泰と股野五郎景久と勝負あり、代々傳へて盛  
 に行はれけるが、保元平治の戦乱ついでに世は忽ち修羅の街  
 となり、朝廷は衰微して制度尽く廢滅に歸し、相撲の節會も  
 終に中絶なすに至れり、左れども相撲は武士道の一となりて  
 猶ほ盛に行はれたり

八十二代後鳥羽天皇の文治二年に至り、  
 天皇尙武の大御心  
 によりて相撲の節會を再興し給はんとし、行司の役を勤むる  
 者を尋ねさせ給ひしに、木曾義仲の遺臣にて吉田豊後守家永  
 と云へる者越前にあり、志賀家より（志賀家は壽永の頃戦乱

によりて絶えたり以上十四代なりと傳ふ）相撲の故實を相傳  
 せし由奏聞する者あり、即ち召して從五位下に叙し名を追風  
 と賜ひ、獅子王と名付る唐團扇と木劍とを下し賜はり、節會  
 御行司の家と定められたり、これより相撲道また盛んとなり  
 ぬ

八十九代後深草天皇の建長六年、將軍家に於て催されたる相  
 撲は、其番組東鑑に記しあり

- |    |              |    |             |
|----|--------------|----|-------------|
| 一番 | 左持 三浦遠江六郎左衛門 | 二番 | 左持 大須賀左衛門四郎 |
|    | 右 結城上野十郎     |    | 右 波多野小次郎    |
| 三番 | 左持 澁谷太郎左衛門尉  | 四番 | 左勝 橋薩摩餘一    |
|    | 右 檢校中務三郎     |    | 右 服部彌藤次     |
| 五番 | 左勝 廣澤餘三      | 六番 | 左勝 常陸次郎兵衛   |
|    | 右 加藤三郎       |    | 右 土肥四郎      |
- 此の時勝及び持の者は、將軍の御前に召出されて太刀を賜は

り、負たる者は罰として大杯に酒三杯を飲されたりとぞ  
 是より後北條時代までは盛んに行はれたれども、南北朝の頃  
 に至りて節會は又々中絶したり、應仁以來天下は再度亂麻の  
 姿となり、百五代正親町天皇の御代三十年間は群雄割據の時  
 代となり、足利將軍の武威も全く地に墜ちたる有様となりし  
 が、正親町天皇は銳意以て舊典を興さんとし給ひ、永祿年  
 中終に相撲の節會をも再興させ給ふに至りぬ、爰に於て十三  
 代目の吉田道風は朝廷に召されて、先祖の職を繼ぎて御行司  
 を勤むる事となれり、此の時二條關白よりは、相撲に二流な  
 きの義により、一味清風と申す御團扇を賜はり、近衛家より  
 は烏帽子と狩衣とを賜はりたり、後織田信長に召されて武家  
 相撲の法式を制定し、豊臣秀吉にも召されて厚遇を受くるに

至る、斯の如くして織田豊臣の二氏とも大に相撲道を獎勵し  
 たりしかば、其の當時は別して盛んとなりたり、その頃寄相  
 撲といふもの流行したるが、是は素人にして力強きものが、  
 相撲營業者に向つて力を角するものにて、押寄するの意によ  
 り名付けたるなり、此の相撲暫く流行す  
 百五代正親町天皇の元龜元年、織田信長江州に於て御前相撲  
 といふを催したる事あり、左に本朝相撲鑑の一節を記さん  
 元龜元年二月廿五日、信長上洛あらんとて岐阜を立給ひ、  
 翌日近江國常樂寺に着き給ふ、御遊の興を催さんどて暫く  
 爰に御逗留あり、國中の相撲取どもを召集め相撲を始めら  
 れける、皆勝れたる上手にて今日を晴と取るはどに、鴨の  
 入首、水車、反り、捻り、投なんといふ手をわれ劣らじと

取りしかば甚だ興せさせ給ひ、見物の老弱も目をすまして  
 感じける、中にも百濟寺の鹿、全小鹿、宮居眼右衛門、鯨  
 江又市郎、青地與左衛門などいふものどもは、類ひ少き上  
 手にてとり勝れけり、鯨江青地二人は召出され、熨斗付の  
 刀わささしを下し給はりて、召し仕るべきとて相具せられ  
 けり

其後天正十五年四月、豊臣秀吉も亦御前相撲といふを催した  
 り、力士の重なる者を上れば貴田孫兵衛、木村又藏、天野源  
 左衛門、山崎庄兵衛、井上五郎兵衛、可兒才藏、塙團右衛門  
 片桐半左衛門などなり、これ所謂武家相撲にして、當時尤も  
 盛なりしといふ  
 徳川家康の江戸城に移るや、屢々吉田追風を召して相撲道の

事を尋ね、終に將軍上覽の式などを定めたり、十四代目の追  
 風は京都五條に住みゐたるが、二條家より織紋の巻物を賜は  
 りしによりて、行司の服粧を唐衣四幅袴に改めたり、左れ  
 どこはたい追風一人のみにして、他の行司は矢張烏幅子素袍  
 を用ゐ、後世に至りては略して小袖に上下を着け股立を取る  
 事に定めたり  
 徳川氏の政權をとるに至りてより、本來禁中のものたりし相  
 撲の節會をも奪ひて漫りに上覽など、稱し、其の儀式をも定  
 むるに至りしかば爰に於て節會は又々廢滅に歸し、後水尾  
 天皇の御上覽ありしを以て最後となし、爾來節會なるものは  
 また皇室の御式典中に加はるを得ずなりし、左れども加茂春  
 日神社、鎌倉鶴ヶ岡等にては古式を立て、祭禮の相撲を行ひ

來りしどか

十五代目の追風に至りて、相撲の節會は全く廢滅に歸したれば遂に勅許を得て細川越中守に仕ふるに至りたり、左れ奉行司の職は猶ほこれを世襲したり

◎勸進相撲

百八代明正天皇の寛永元年、明石志賀之助四谷塩町に於て晴天六日の興行をなしたり、是勸進相撲の始めなり、其後場所を深川の八幡に移し、更にまた芝神明に移せしが、終に今の兩國回向院を以て本場所と定むるに至れり、其の間麴町の平河天神にて興行せし事もあれども、是は皆花相撲にして勸進相撲にはあらず

始め明石志賀之助の四谷塩町に於て興行したるより後、三十

七年間は勸進相撲なるもの全く中絶なしたるが、百十代後西院天皇の寛文元年に相撲年奇共相談の上、勸進相撲の再興を出願して許されれば、江戸中各所の神社佛閣の境内にて興行なすに至りたり

◎將軍上覽相撲

徳川將軍上覽の相撲は度々ありしが、就中寛政三年吹上御庭に於て、十一代將軍家齊の上覽ありし相撲を以て最も盛大なりとす、此の時は十九代目の追風行司を勤めたり、相撲御覽の記に

今日なん空曇りなく常盤の松か枝見わたし、遠く茂りたるにひらばりはるくと打わたし、其の前に四本の柱方一丈あまり三文ばかりにかまへ、其の柱は紅と紫との絹に

て包み、本をば紅の氈して包み添へ、柱の上つ方には花田の幔を四方に引き廻らしたり、土俵の中央には青幣白幣敷七ツ、神酒瓶子に二ツ千櫃干粟の實、昆布を合せて三種折敷たつものに設く、そなたに藺の蕙四枚敷きたり、巳の時頃にはやあらん成らせ給ふ、暫しばかりありて白張着たる男二人出で、左右の水桶の邊に禮ひゐたり、東の幄の屋より追風と名乗れる吉田善右衛門、行司木村庄之助、吉田幸吉、外に二人を召具して埒の内を通りて來れり、皆烏帽子素襖を着たり、追風土俵の内に入り蕙に就き、幣に向ひ拍手打ちならし祈念し、方屋まづ終りて幣を執り二人の行司に授く、庄之助幸吉左右より進み、瓶子を執り神酒を四本の柱の根に注ぎつゝ、退く、聴て蕙をば白張着たる男右左

り取りて、四本の柱の本に全じ様に竪様に一枚づゝ引き分く、追風うすくまりゐて袖かき合せ、方屋開きといふ事を唱ふ、終りて後に設けたる蕙に就く、年寄淺黄の上下にて七八人従ひゐたり、さて東の方より行司導きて、若く勇める力士ども二十一人、四本の柱の内に入りうすくまり拜し立ちあがり力足ふたくと踏みて歸り入る、これを土俵入りと云ふ、いづれも錦繡の袴かきたり、暫しありて名乗あけの行司二人水桶の邊にあり、是れが外に行司一人土俵の内に入り、四方の柱の本先に引分け敷き置きつる蕙の上をどに一人づゝありて、斯て相撲始まりぬれば左右より行司進み寄りて、東の方や桂山と呼び、西の方や吉野山と高らかに呼ぶ、此の相撲二人、埒の内を通りて水桶の本により

水をたうべ土俵に入り、れのくつまどり寄りあひたれば  
 行司團扇うちばを入り聲こゑをかくと等しく、吉野山四手よつても組み、  
 桂山が下の手にて廻しをつかみ、投ぐべきと引きよするを  
 内の方より足をかけ、身を敵の方へ押しかけしかば桂山あ  
 んのけに倒れ伏す、吉野山が方へ團扇うちばをめざし、勝相撲吉  
 野山と高らかに呼ぶよ（中略、これより取りあけて小野川谷  
 風に至るまで八十三番なり）  
 關脇東の陣幕ぢんまくに雷電らいでんとて、此の頃鳴神なるかみよりも響きわたれる  
 を合す、立合たてあひさまに陣幕ぢんまくはやく雷電らいでんが喉へ手を掛け、喉輪のどわ  
 づめと云ふ手して只一度に土俵へ押詰めたり、此の程の内  
 取とりにはいくらの相手あつてに立合たてあひひぬるも、滞りなく勝ちぬるを  
 思おもひの外ほかにもあるかなど入皆いふ、今日の關脇せきわきもかなへり

とて弦つるを陣幕ぢんまくに與ふ、暫しばしためらひて追風善右衛門、遠祖えんそ  
 の内裡ないりより賜たまはりし唐衣四幅からころもよほの袴はかまを着て、獅子王といふ團  
 扇うちばの世々傳へたるを持ち、ねりいでたるおもうち先づ故あ  
 りと見ゆ、土俵の中央ちゆうちゆうばかり少し後うしろによりて立つ、左右よ  
 り小野川谷風ゆたかに歩み出で、御物見おんものみの方を拜し、土俵  
 に入り左右さゆうに立ちならぶ、今日の御覽ごらんはこれを旨と、上な  
 るも下なるもさゝめきつ、左かたうとし右に心をひくもあ  
 り、六丁餘州むつしゆうに許ゆるされたる手合てあひなれば、これに越へたる物  
 見みなるべしとも覺おぼえず、ゆすりみちたるに行司はさしかま  
 へたる團扇うちばの下より、小野川谷風にとりかゝる、追風左右  
 をどり放ちて、團扇うちばいまだ引かず、聲こゑもかけざるに取りか  
 ゝる理りなしとて頻りに遮り、再び召合す、暫しばしためらひて

團扇をひき、聲と共に西の谷風ふと寄りてはねたれば、小野川取合ふに及ばず二足三足たじろく、追風谷風に團扇を揚げ、今日の闘にかなへりとして弓を授く、谷風弓を受け敬ひ捧げ、四方に振りまはしなせして、打ちかたげて拜して入りぬ云々

時は六月十一日なりし、終りて力士一同へ白銀三百枚を賜はる、此の上覽に弓と弦とを授けし事は、前に記したる織田信長の御前相撲に、宮居眼左衛門に滋藤の弓を賜ひしに始まり其の後は大關にのみ授くる事となりしが、後關脇には絃、小結には矢を授くるの故實となりしを、今爰に用ひしものなり

◎上覽の一式

寛政三年 辛亥年春相撲(相撲隱雲解による)

勘進元 鋸山 喜平治

差 添 伊勢海村右衛門

右春相撲本所回向院の境内に於て興行仕る處、御奉行池田筑後守殿御差紙にて、勘進元差添罷り出づへきの旨申來り早速喜平治村右衛門罷り出で候處、相撲上覽の御内意に付き、御書を付け下され候

(寫し) 心 覺

一當時参り居り候相撲の者ちらす間敷事

一相撲名前東西と分ち書出すべき事

一相撲式之事

右取調の上にて廻し立派に用意致す間敷事  
右之赴き 承はり何となく相撲人とも權威にはこりかさつ



ケ間敷儀これ無き様申すべき事  
一前書取調べ候趣きは相撲人とも申合せは格別猥りに申し  
觸れ間敷事

四月

全廿三日勸進元差添書付持参の處、土俵繪圖并に相撲名前  
二枚づゝ、明廿四日持参致すべき旨申し渡され、翌日相撲  
之式并びに上覽御場所繪圖兩様とも、池田筑後守殿御役宅  
に差出し申候

但し土俵并に四本柱引幕共、伊勢海村右衛門へ仰付けら  
れ請負に仕立上る

全廿六日池田筑後守殿御役宅に於て、喜平治村右衛門へ上  
覽相撲仰せ付けられ有り難き旨御請仕り候

六月二日、場所見分これあり相濟む、全日相撲取組、相撲  
人惣人数別差出す、全四日、喜平治村右衛門召出され書付  
渡さる

年寄共

明五日は相撲御延引仰せ出され候、併しながら近日の内、  
仰せ出らるべきの間、相撲人とも散り申さる様、年寄  
共銘々へは申し談すべく候、御差支相成らざる様心掛べ  
く候

六月五日、又候喜平治村右衛門召出さる、筑後守殿御役宅  
に於て、當十一日相撲上覽これあるべき旨仰せ出られ、有  
難く御請申上候  
先達て池田筑後守殿、彌上覽之儀仰せ付けられ候に付き、

禁廷節會の祭事相勤め來り候、角力の司御行事吉田追風の末流、吉田壽左衛門と申す仁、當時細川越中守殿御家來にて、幸ひ此度御勤番にて御當地に罷在り候間、將軍上覽の義は、古來より古法もこれあり候義承り及び、勿論私共爲めにも司の義候故、何卒右追風召し出され、御上覽の式法此の者へ御尋ね下され、儀式取り行ひ候様、仰せ付けられ下し置れ候様仕り度段色々御願ひ申上候處、彼是六ヶ敷様に思し召し、先々其の義は其方ども、勸進相撲其の外御前相撲の法式を以て相勤め候様に仰せ聞けられ、然れども私ども身分稀の儀に御座候故、繰返し御願ひ申上げ候處其儀に及ばず打過ぎ候、然る故に土俵四本柱巻絹水引まで、御前相撲格式に取調べ候處、全月十日暮六つ時、細川

越中守殿御内吉田氏より、年寄行事急ぎ罷越し候様申し來り候、之に依て早速参り候處、今日戸田采女正殿より追風召出され、將軍上覽式古法の通り、罷り出で相勤むべき旨仰せ付けさせられ候に付き、早速土俵築直し、尤も御作事より御役人并びに人夫大勢罷り出で、追風差圖を以て殘らず仕替へ申し候、右に付き行事相撲人禮義相心得候や、又は心得なく候は、明日間に合ひ候様に、差圖致すべき由申され候、然れども古よりの作法の義、荒増心得罷りあり候由返答仕候、これに依て明日早々支度場にて荒増承はり、相違なく相勤め申し候

六月十一日曉六つ時、竹橋御門外御春屋前にて惣年寄、行事、相撲人殘らず染帷子麻上下帯刀にて相揃ひ、御場所休

息所溜りへ入り、差扣へ罷り在り候

◎上覽土俵の古實

一四本柱の間三間四方、柱より柱までの内、土俵七俵づゝ、四つ合せて、其の敷二十八俵は天の二十八宿、東西南北に須彌の四天を合せて惣敷三十六、地理法劔相撲人古三十六人を司る法なり

一内丸土俵敷十五は、天の九地の六、東西の入口は陰陽和順の理なり、外の角を儒道、内の丸を佛道、中の幣束を神道、是神儒佛の三つなり

一中央に幣束七本立、神酒奠斗供物三方右の品飾り置、始め司追風罷り出で、天長地久風雨順治の祭事暫の内あり一惣て土俵四本柱は易の定なり、土俵の内を大極と定め、

左右の入口を陰陽と取り、四本柱は四時五行、中央の土を加へ木火土金水、又は仁義禮智信の五常なり、水引は黒赤黄三色の絹を以て、北の柱より巻初め、北の柱へ巻納むるは出る人入る人を清むる心なり、北を陰と云ふ、相撲に是を役柱と名付け、俵を以て形をなすは五穀成就の祭事なり

一上覽の土俵は勸進相撲とは相違あれどひ、易一体の理違ふ事ある間敷なり

右祭事濟み、土俵の上に飾り置品々、行事四人東西より出で持て入る、後行軍先に立て、相撲人二十八程づゝ段々に出で禮義を正し土俵の上に平伏す、残らず揃ひ行事相圖致す、其時一統土俵入り濟み又平伏す、一人づゝ圍に入る、

此の如くして東西六度に濟む、東西の關取横綱を帶して、  
 繪圖の通り土俵入すみ、其後名乗言上、行事東西より一人  
 づゝ出で、又相撲合せの行事一人土俵に入て、次に東西よ  
 り相撲人出で、平伏す、言上の行事土俵へ出で、東の方誰  
 西の方誰と高聲に名乗て入る、其内白張着用の者、水と  
 紙を遣すなり、相撲人土俵へ掛る、行事聲をかけて、中に  
 立て古法の如く待なしに取組む、行事勝相撲誰と名乗、尤  
 も行事は代々残らず、侍烏帽子素袍着用す、合せ行事は素  
 袍の肩を絞り出つ、又四本柱の本に、行事四人平伏して扣  
 へ居る、是は勝負依估なく見分る事を司る、右代りに行事  
 十四人にて相勤め申候

◎上覽勝負の勝負

▲は勝

中 入 前

東

西

行事 式見見藏

▲清 川

ナシキリ

角田川

東

西

行事 木村庄太郎

桂 山

ワタシカケ

▲吉野山

鳴見川

ダシ

▲鳴 澤

尾上松

フミノシ

▲錦 野

▲由良戸

シメテナゲ

豎 川

若 松

マキナトシ

▲與佐海

▲都 山

フミキリ

朝日野

森ヶ崎

コシナゲ

▲岩ヶ崎

▲鷹ノ川

モナダシ

上總野

龍ヶ崎

ナシキリ

▲金 碓

柴ノ森

ハチ

▲筆ノ山

千歳川

コシナゲ

▲荒見崎

▲入間野

ツキソク

片男波

櫻 野

ヤグラナトシ

▲安宅山

初瀬島

ナシキリ

▲御所島

▲荒 灘

ヒチリダシ

角ノ森

▲鳴 戸

行事 式守季五郎

▲雲林 ヤマガラ ヨツテナゲ ▲淀波  
 ▲時津風 ハチ 黒雲  
 ▲熊ノ川 ヒキナトシ 杜戸崎  
 ▲咲ノ川 ナゲダシ 濱風  
 ▲荒澤 ツキテ 綾川  
 龍ヶ鼻 カイナマハシ ▲香取山  
 行事 岩井 嘉七  
 漣 ツメ ▲荒海  
 常盤川 ナシダシ ▲緑川  
 ▲千渡濱 ナシダシ 雪ノ浦  
 ▲諏訪森 フミキリ 袖ノ浦  
 ▲楠 ナシキリ 荒馬  
 ▲杉ノ尾 ツメ 阿曾森  
 ▲關ノ川 フミキリ 荒瀧  
 ▲玉ノ井 ナゲノコリ 荒熊  
 行事 式守伊之助  
 ▲伊吹山 カヒナヒナリ 鷲ヶ嶽  
 鈴鹿山 ウハチナゲ 岩ヶ關  
 ▲伊勢濱 ナシツメ 獅子洞  
 菱島 カイナマハシ ▲眞鶴  
 ▲出水川 カケワタシ 戸田川  
 ▲友衛 ナゲ 關ノ戸  
 行事 木村庄之助  
 ▲梶ヶ濱 ツメ 出羽海

雷電 ウキソウ ▲錦木  
 ▲鷲ヶ濱 ドヒヤウ 宮城野  
 中入後  
 此の時相撲人へ赤飯を下されたり  
 行事 式守見藏  
 ▲緑山 シタテナゲ 荒瀬川  
 八汐島 ツメ ▲越柳  
 ▲奈良山 ヒキナトシ 伊勢濱  
 ▲浪分 ナシキリ 柳川  
 ▲曙 ナシキリ 江刺川  
 鷹ノ羽 ヒナリ ▲金ヶ崎  
 名取川 ヒナリ ▲紅葉山  
 讚岐川 ナシキリ ▲三百ヶ崎  
 ▲湊川 ハチダシ 須磨ヶ關  
 鶴ヶ濱 ツメ ▲増水川  
 行事 木村庄太郎  
 ▲加茂川 カヌスカシ 荒鷲  
 飛鳥川 カヲミナゲ ▲八雲山  
 神樂岡 ウハテナゲ ▲乱獅子  
 住ノ江 ウチカケ ▲外ノ海  
 袖ヶ浦 ナシキリ ▲高尾山  
 ▲桐ヶ崎 アフリカケ 廣田川  
 更科 ソクキレ ▲越ノ浪

- |      |             |      |      |        |      |
|------|-------------|------|------|--------|------|
| ▲和田海 | ダシ          | ▲秋田川 | 虎渡   | ハチ     | ▲象ヶ鼻 |
| ▲不破谷 | カヒナヒナ       | ▲御崎川 | ▲岩ヶ洞 | チシキリ   | 立浪   |
| ▲和田崎 | ダシ          | 千間關  | 温海嶽  | ハチ     | ▲神撫山 |
| 琴ノ浦  | ハチチシキリ      | ▲室ヶ關 | ▲松島  | フミヨシ   | 秀ノ山  |
| 行事   | 式守秀五郎       | ▲宮ノ川 | 浪ノ音  | チシキリ   | ▲瀧ノ音 |
| ▲宮ノ川 | ツメ          | 鬼ヶ嶽  | ▲浪渡  | カイナマハシ | ▲熊ヶ嶽 |
| ▲通リ矢 | ツキナトシ       | ▲三浦瀧 | ▲岩ヶ根 | ワタシカケ  | ▲巖島  |
| ▲黄金山 | ヨツテナゲ       | ▲山分  | 行事   | 式守伊之助  |      |
| ▲梅ノ尾 | ヒキナトシ       | ▲荒汝  | 稻川   | チシキリ   | ▲鳴瀧  |
| ▲甲斐關 | ヨツテ<br>モチダシ | 富田川  | 鬼勝   | カケクシキリ | ▲芦渡  |
| 行事   | 岩井嘉七        | ▲島ヶ崎 | 名草山  | ハチ     | ▲越ノ戸 |
| ▲島ヶ崎 | チシキリ        | 不破ヶ關 | 和田原  | チシキリ   | 増見山  |

岩井山 ヨツテヒナリ ▲達ヶ關

行事 木村庄之助

九紋龍 ヨツテツツ ▲柏戸

▲陣幕 ノドワツメ 雷電

行事 吉田追風

小野川 キマケ キカチ ▲谷風

以上八十三番

弓弦扇子三役古法の通り  
勝の方へ相渡さる  
九ツ時相撲始まり七ツ時  
滞りなく相濟む

◎上覽行事之式

年寄三十六人、染帷子麻上下着用にて、土俵場へ代りくくに  
相詰めたり、行司十四人、素袍にて侍烏帽子木剣を帶し、追  
風始め土俵入りの節、柿色の素袍侍烏帽子着用にて、土俵  
の上に麴を舖き、其上にて相撲の古實言上す、後谷風小野川  
取組みの節、吉例に依て往古追風禁裡より賜りたる紫の打

紐付たる獅子王の團扇ししやうを持ち、侍鳥帽子狩衣四幅の袴はかま着用、土俵の上草履御免にて勤めたり

行司の名前

當日着用の襷束追風より之を傳ふ以下全斷

木村庄之助

式守伊之助

式守秀五郎

岩井嘉七

木村庄太郎

式守見藏

名乗言上行事三人

式守留之助

式守善次郎

式守卯之助

力水役白張着用四人

式守武左衛門

式守金太郎

木村松之助

式守松五郎

鍛山喜平治伊勢海村右衛門  
勸進元差添に付土俵の後

を警固す

勝負附役麻上下着用

四人

箕野忠七

今井源之丞

箕野兵藏

川喜田與五郎

上覽御掛御役人

御老中 鳥井丹波守殿

全 戸田采女正殿

上覽 滞りなく濟みける後、

助の兩人召出され、投手の形を尋ねらるによつて、四十八手

御若年寄 井伊兵部少輔殿

大御目附 桑原伊豫守殿

御目附 平賀式部少輔殿

御徒目附 諸田忠五郎殿

御少人目附 近藤勝平

町御奉行 池田筑後守殿

御組與力 佐野五郎右衛門

全 原 兵左衛門

町御奉行 初鹿野河内守殿

御組與力 高橋八郎右衛門

南御番所へ木村庄之助式守伊之

の貌認め差出したれども分らず、是に依つて伊之助見藏白洲に於いて素裸となり、其貌を示したるに書止られたりと云ふ右相撲一統の者へ御褒美として白銀三百枚下し置かる、旨池田筑後守より申し渡されたり

◎土俵の古實

土俵は天に象る、即ち四方に四方をあはせて四々十六の俵を作り、これを内外二行に伏せ、内土俵十六の中東西各二俵を除きて上段となす、二字口と稱す、四本柱は四季に象る、東は春なれば青色の絹にて巻き、西は秋なれば白絹にて巻き、南は夏なれば赤色の絹を用ゐ、北は冬なれば黒きを用ゐたり土俵の儀式には様々あるが中に、まづ第一に入百萬の神々を祭るを土俵祭りとは云ふなり、水桶二つに水を汲み入れたる

を土俵の中央に置き、注連をはりて神酒及び洗米を供へ、相撲の始まる前に當りて注連を取外して東西に置くなり、これを力水と名づく、力士まづこれを飲んで土俵に上る、たどひ相手に投殺さるゝとも一言なきの誓ひとかや、又水は陽を鎮むるといふの故を以て水引幕を張る、其は力士に怪我なからしめんと欲してなりと

◎横綱の事

横綱を初めて許されたるは寛永の明石志賀之助にして、其の次は兩國梶之助、丸山權太左衛門の二人にて、其後暫らく絶ゐたるが寛政に至りて谷風小野川に許されたりと云ふ、尤も明石兩國丸山の三人は然らずと云ふ説もありて定かならぬと今暫く疑ひのまゝ記しかく、横綱力士は頗る輕からざるもの



にして、吉田家の評しなくんば張る事を得ざるものなり、時  
 として五條家より評したる事ありと云へども、本來は相撲  
 の司たる吉田家の評しなくば眞の横綱力士とは云ふ可らず  
 古來片屋入りと稱して一人の土俵入りをなす、露拂ひの力士  
 に先導され、大刀持を従へ、優然として土俵に出づ、二つ拍  
 つ手には阿毘陰陽の兩儀を表はす、則ち乾坤陰陽和順の道理  
 なり、三つ踏む足は天地人の三才、智仁勇の三徳、合せて五  
 つは木火土金水、仁義禮智信の五常なり、始め横綱を帯して  
 足踏をなす、貪狼星、巨文星、祿存星、文曲星、廉貞星、武  
 曲星、破軍星の七つを踏み氣を胛下に納む、即ち動かざるな  
 り、これに依て氣は鋭にして利劍の如く以て勝負を爲す、さ  
 て又直なる形を以て出入をなすは、内外清淨六根清淨、天下

泰平國土安穩、五穀成就これ第一の傳授なりと云ふ、古來横  
 綱即ち最手（最手をたゞ大關とのみ見なすべからず）の役は  
 年三十を越るざれば授けざりしものと見ゆ、其の故は筋骨未  
 だ定まらず心氣動き易きと云ふを以てなり、略傳にも  
 二十五より三十までは妻帯を免さず  
 とあり、況て最手役たるべき者は猶更の事なり、左に記す者  
 は横綱の榮を得たる力士なり

- 明石 志賀之助（播磨の生れにして寛永年間）
- 兩國 梶之助（因播の生れにして元祿年間）
- 丸山 權太左衛門（仙臺の生れにして享保年間）
- 谷風 梶之助（仙臺の生れにして寛政前後）
- 小川野 喜三郎（久留米の抱へにして寛政年間）

阿武松 縁之助(長州の生れにして文政年間)  
 稻妻雷 五郎(雲州の抱へにして文政年間)  
 不知火諾右衛門(肥後の生れにして天保年間)  
 秀ノ山 雷五郎(盛岡の生れにして天保年間)  
 雲 龍 久 吉(柳川の生れにして安政年間)  
 不知火光右衛門(肥後の生れにして文久年間)  
 陣幕 久 五郎(薩摩の生れにして慶應年間)  
 鬼面山 谷五郎(阿波の生れにして慶應年間)  
 境川 浪右衛門(尾州の生れにして明治の初年)  
 梅ヶ谷 藤太郎(筑前の生れ)  
 西ノ海 嘉治郎(薩摩の生れ)  
 小錦 八十吉(下總の生れ)

◎横綱免許の寫し

谷風梶之助が横綱を許されたる傳授の寫し

一横綱之事

右者谷風梶之助依相撲之位授與候事  
 以來片屋入之節迄相用可申候仍如件

寛政元酉十一月十九日

本朝相撲之司御行事十九代

吉田 追 風 判

朱印

小野川喜三郎への證狀の寫し

證 狀

當時久留米御抱

小野川喜三郎

右小野川喜三郎今度相撲力士故實門弟召加候仍而證狀  
如件

寛政元酉年十一月十九日

本朝相撲之司御行事十九代

吉田追風判

朱印

右の許狀及び證狀を遣はしたる事世間にて取沙法いたし、寺  
社奉行牧野備前守より尋問あり、吉田追風の答書は次の如し  
(文字を殊更に更へたる處あり)

御尋ねに付書上

夫れ相撲の起りは天照太神の御時より初り、朝廷にては

垂仁天皇の御宇に相撲の節會行はれ候へども、未だ其の  
作法端のみに罷り成り、勝負の裁斷定め難し 聖武天  
皇神龜年中奈良の都に於て、近江の國志賀の清林と申す  
者を召し御行事に定められてより、相撲の式悉く相備  
はり子孫相續の處、多年の兵亂打ち續き節會行はれ申さ  
ず候、志賀の家も自然と斷絶仕り候

一後鳥羽院文治年中、再び相撲の節會行はれべき所、志賀  
の家斷絶の上は、御行司相勤むべき者普く御尋ね御座候  
處、私先祖吉田豊後守家永と申す者、越前の國に罷り在り  
志賀家の故實傳へ來り行事仕候旨叡聞に達し五位に叙せ  
られ追風と名を賜はり、朝廷御相撲の司、行事の家と定  
め置かるべき旨勅命を蒙り、此の時召し合ひに用ゐ候木

一 劔獅子王の御團扇を賜ひ、代々相撲の節會の御式相勤め申し候、承久の兵乱發り節會も中絶仕り候

一 正親町院永祿年中相撲の節會行はれ候節、十三代目追風罷り出で、舊例の如く相勤め申候

一 元龜年中二條關白清良公より、日本相撲の作法二流これなしとの御事にて、一味清風と申す御團扇、并に烏帽子狩衣唐衣四幅の袴下し置かれ候、其の後信長公秀吉公權現様御代にも度々相撲の式相勤め申候、元和五年四月十

七日、紀州和歌山に於て東照宮御祭禮奉行朝比奈惣左衛門殿と申す仁と諸事申し合せ勤め申し候、是に依て御刀拜領仕り候

一 十五代目追風に至り、朝廷御相撲の節會も自然と御中絶

に成りゆき申候、二條殿御家には相撲に付き御懇の筋目御座候に付き、他へ罷出で申し度く相願ひ候處、願の通り相叶ひ、万治元年より當家へ相勤め申し候

一 元祿年中に常憲院様牧野備前守殿へ成せられ候節に、相撲上覽これある砌、彼方の御家來鈴木源左衛門と申す仁入門の御頼みこれあり、將軍家上覽の式一通り相傳致し、品々拜領物仕り候

一 元祖より私迄都合十九代、前文の通り禁裏其の外の御方々より追々拜領の品今以て持ち傳へ、相撲故實傳授仕來り申し候

一 當時諸國の行事并に力士共免許私家より代々差出し來り申候

右之通りに御度候

寛政元酉年十一月

細川越中守家來

吉田善左衛門

◎力士の位次

力士の位次名稱は、相撲の長、最手、助手、立合せ等ありて  
 相撲の長は今の年寄、最手は今の犬關、助手は關脇に當れり  
 助手は或は脇とも云へりしなり、これ關脇の名の起りし元な  
 らんか、立合せと云へるは即ち行司の事なり、後世最手を改  
 めて關と云ふに至りしは、往古諸國の關所を守るに力士を以  
 つてしたるに起れりとの説もあれど、これは牽強附會の妄説た  
 るに過ぎず

◎江戸時代の旺盛

要するに相撲は其起原尤も古く、幾千年の久しき星霜を経過  
 し來りたる業にしあれば、盛衰興亡の跡も頗る混雜して定か  
 ならざれども、毎に王政の隆替と盛衰を共にし來りたるが如  
 く、一度は藤原氏の專横を極めし際に至りて漸く衰へ、保元  
 平治の禍亂に因りて終に全く廢滅に歸し、後鳥羽の帝これを  
 再興し給ひしかども、間もなく中絶し、正親町の帝これを復興  
 し給ひたれども元龜天正の戰亂續きて左まで振はず、天下  
 漸く治りて豊臣氏大に獎勵し、漸く盛んならんとして又々關  
 ケ原大坂陣の騷動に衰へ、徳川氏天下を定むるに及んで漸く  
 盛大を來したり、左れば相撲の節會は後水尾の帝の朝に至り  
 て全く廢せられたれども、然れども勸進相撲起りて寛永の頃

より次第に盛んとなり、一時の頓挫はありたるも猶ほ全く滅亡する迄には至らずして、正保の頃には山嵐嶽右衛門、白山新三郎等か立物となり、寛文の頃勸進相撲を再興してよりは忽ち盛大に赴きたり

それより元禄頃に至りて更に盛となり、明和安永の頃には尤も盛に行はれたるが、天明寛政に至りて愈々旺盛を極めたり

江戸繁昌記に

櫓大鼓は寅の時に撥をあげ、連撃辰に達す、観者、蓐食して行く(中略)精既定つて一喝身を起し、鐵臂石拳手々相櫓る、雲を破つて電掣めき、風を碎いて花飄る、虚を衝いて氣を奪ひ、隙を槍いて勝をとる、鐘馗鬼を捉るの怒、清正虎を搏つ勢、凌峴の咆哮、鷹隼の攫鷲、二虎肉を争

ひ双龍玉を弄び、四臂扭結奮ふて一塊となる(中略)勝負分たざるの間、最負爲めに憤り、手に両把の熱汗を捏る、腕を扼し齒を切し、狂顛自ら覺せず、扇揚れり、一齋喝采の聲江湖翻覆す、れのく物を抛つて纏頭となし、自家の着衣淨々投げ盡し、或は傍人の短褂を褫ふに至る云々  
これを讀んで當時の模様宛然見るが如き心地す、以つて江戸時代の如何に旺盛なりしかを察知せらるべし

◎四十八手の詳解

大略は古法の部に記したれば、今たゞ其の手の形のみに就いて記さん、これは相撲大要に出たり  
(一) 鴨の入首 双方共に相手の脇の下へ首を入れ、腕を組合ひし互角の体を云ふ

- (二) 居反り ずはつて向へ反るなり
- (三) 衣かつぎ 相手の手を取り脇の下へ首を入れ又其の足の間に手を差込み、横にかつぐをいふ
- (四) 鳴の羽返 両手を差し相手の首を胸へつけ、差したる手にて締め付けるを云ふ
- (五) 襷どり 相手の脇の下へ首を入れ、外より其の内股へ手を掛け、其の体を十文字に負ひ投るをいふ
- (六) 襷矢倉 両手を差し、片手は相手の廻しを取り、又片手を其股へ付け、膝をも相手の股へ入れ、持上げて投るを云ふ
- (七) 頭捻 頭を相手の腹へ付け、又其の腕を搔込み、相手の足を踏替へるを見て、其腕を引き倒すを云ふ

- (八) つまどり 相手の足の爪先をとり、投げ倒すを云ふ
- (九) 肩すかし 相手の脇にさしたる片手を、前へひくと全時に片手を相手の首にかけて、引き落すをいふ
- (十) 撓出し 相手の腕を両手にて抱き撓め出すを云ふ
- (十一) 腕捻り 相手の両腕を握り、寄る際に捻るをいふ
- (十二) 素首落 相手の首を肘にて折くをいふ
- (十三) 瓢廻し 相手より足をとらんとする際、其の首を押しの廻しを引上げて廻すを云ふ
- (十四) 腰折き 相手の廻しを取りて引付け、又其の胸へ臆を當て、その腰を折くを云ふ
- (十五) 内無双 四つに渡り、相手の股へ手を差込み打返すをいふ

- (十六) 外無双 相手の手を引張り込み、片手にてその引張り込みし方の足をはたき、肩口にて落すをいふ
- (十七) 大わなし 相手の胸へ腕をつけ、又片手を其の股へかけて押出すをいふ
- (十八) どあし 相手の足を取り、又其の胸へ手を當て押出すをいふ、又或は左手を差込み、右手にて相手の足を取り投るをいふ
- (十九) はたき込 多くび落しに似たるもの也
- (廿) 上手すかし 相手の胸を抱き込み、肩へ頭を附けて引くを云ふ
- (廿一) 寄投げ 相手の腕の間へ手を差込み、よると見せて投るをいふ

- (廿二) 引投げ 向へ突いて相手のこれへたるを引き投るを云ふ
- (廿三) なげ 左手或は右手にて、相手の右或は左の腕をとり、右手或は左手にて、相手の廻しを取り、釣りあげて投るをいふ
- (廿四) 逆投げ 相手の両足に我足を掛けて投ぐるを云ふ
- (廿五) 首投げ 相手の首へ手をかけ、腰にて投るをいふ
- (廿六) 出投げ 上手を取り、頭を上手の方へ廻し、足を抜いて引するをいふ
- (廿七) 八柄 相手の廻しを取り、矢倉の如く振り廻して投るをいふ
- (廿八) 負投げ 相手の腰を肩にかけ、俯向きに背負ひ投る



を云ふ

(廿九)掛投げ 互に足をからみ合ひ、前へ投るをいふ

(三十)下手八倉 下手より釣上げて、廻りながら相手の膝

を我上手にて拂ふをいふ

(卅一)矢倉 四ツ身にて上手廻しを取り、上手の方の足を

相手の内股へ蹴込む心にて、下手の方へ廻りて落すを

云ふ

(卅二)はりま投 二本差されし時、利手を逆に打越し相手

の廻しを取り、寄掛る所にて投を打つを云ふ

(卅三)さまた 相手の股の間へ是を踏込み、又其の右或は

左の股の下より手を掛け、体と共に釣上げて投出すを

いふ

(卅四)たぐり 相手の腕をたぐり足を掛るを云ふ

(卅五)蹴返し 四つになり相手の足を蹴て倒すを云ふ

(卅六)三所詰 相手の脇の下へ首を入れ、片手を其の胸へ

付け、又片手を其の足へつけ、片足をからみ片足にて

押行くを云ふ

(卅七)内掛け 四つに渡り内より足をかけ向へ出るをいふ

(卅八)外掛け 相手の両手を押へ、外より足をかけて倒す

をいふ

(卅九)掛くづれ 相手の寄りて来る時に飛び違ひ、其の後

より突出すを云ふ

(四十)手斧掛 相手の足へ我足を掛け、手にて相手の胸を

突くを云ふ

- (四十一) つゝき蹴返 相手の足を蹴てはたき込むを云ふ
- (四十二) 四つがひ 四つ身になるを云ふ
- (四十三) まがひ突出 相手の後へ廻りその三つを取り、又片手にて其の足を取り、押出すを云ふ
- (四十四) ひきこまた 我股の内より相手の足を取るを云ふ
- (四十五) 登掛 相手の首へ手を掛けて、外より足を掛けて倒すを云ふ
- (四十六) 蛙掛 足を相手の足へ内よりからみ、手をわけ後へ捻ぢ倒すを云ふ
- (四十七) 引廻し 相手の寄り来る所を其の首へ手をかけ、逃げながら引廻すを云ふ
- (四十八) 持出し 相手を抱上げて持出すを云ふ

◎相撲人の心得

四十八手の名目を覚え、其の形を心得たりとは云へども、其のこれを業に施すに至つては甚だ危しと云ふべし、業は盡く氣變のなす所にして、其の意味なる事云ひ盡し難し、今爰に相撲道に精通したる故人式守嶋牛氏の説を引いて、相撲人の心得べき事、及び立合の意味を明かにせん(隠雲解)

忍と云へる文字こそ此の道の極意ならめ、忍は一物を内に置き表を和かに、出づるを忍んで引けば忍ぶ、突けば忍ぶ、捻れば忍ぶ、たとへ勝つ事眼前に見ゆるとも、忍て勝を大丈夫とす

◎立合の意味

相撲立合の意、本来無一物なり、事有るは虚也、有るとは敵

を知るなり、敵を知るとは相手の得手勝手、及び其の強弱を知るといふ事、是を唯一に収め忍で立、譬は業は則ち經外別傳なり、業にて勝事なかれ、只心の一手、たとへば經文の外に、佛に成る法のあるが如く、氣治まらざれば業變化して危ふし、其本亂れて未修らず、されば不動なるを要す、不動とは心の動かざるなり、只常に忍ぶが肝要なり、一圖に勝たんと思ふは人情の常なれど、其の勝んと思ふ心を忍んで、負けまじとの心得あるこそよけれ、假初にも派手なる事は大嘘なり

◎強弱虚實の体

強き時は必ず弱し、強き者必ず勝つに非ず、弱き者必ず負るに非ず、虚と見える時は必ず實なり、業はすべて強弱虚實

變化するものなり、真劍の勝負は習ふ事出來ず、思ふことならず、稽古の妙術計り出すものなり、左れば一日も怠りなく、誓古する時は妙術出で、其の場に至る時は敵我共に強弱虚實能く分るなり

◎強柔弱剛の体

力強しと雖ども氣柔にして力を殘し、弱く見ゆれども内剛にして大丈夫なるを要す、譬へば相手を見立て、其の程に會釋し、たとひ變出つるとも本の心を失はず、餘裕ありてこれに處す、これを強柔弱剛の体とは云ふなり、如何なる場合と雖ども心變する勿れ、大關の氣位第一是を守る

◎有無の体

變化する本を知つて敵の強弱を知る、有る時は無心、無き時

は有心、唯已に勝つことを怠らざるの心專要なり、敵我にか  
いる時は無、勝つ時は有、是みな臍下の意味、心の一手なり

◎餘力の休

力を遣ふ時は餘る、遣はざる時は足らず、唯程を知つて内輪  
に心得、堅き物を和かに遣ふの心、力を力に遣ふ時は必ず餘  
る

◎過不及の体

などひ相手我より劣るども、無理に勝つは不可なり、氣一旦  
なるは危ふく、思はぬ過失より大事を破るに至る、是を以て  
過ぎたるは猶ほ及ばざるに等しと云ふ、すべて此の心を知る  
べし、氣短慮にして盛なるを嫌ふ

◎九死一生の体

すべて業は残す氣なくして一圖に果すべし、勝負に二心を嫌  
ふの理これなり、又氣に長短あり、堪忍は極意なれども、然  
れども成る成らざるに意味あり、成らざる時を九死一生と  
いふ

◎一体一生一の捨

一体は心氣手足ともに皆生る所、一つ捨とは業の名なり、總  
て規あり、纒かに連ひとさは先へあたらす、真劍の勝負なる  
が故に我得手出る、其の得手即ち規なり、然る故に得手に取  
組む時は心氣よく收まり、手足よく自由をなす、相手必ず其  
の業を得ず、残る故に一体一生一の捨り、これを三具足揃ふ  
とは云ふなり

◎内掃き外掃き

砂を掃く事、手の表裏により強弱の差異はありとも、いづれ砂を掃ふ時は負けなり、只突手に似たりと云へども格別の意味はあり

◎突手突膝

突き手も突き膝も、体の虚より出る故に負けなり、畢竟するに稽古を怠る故に心氣收まらず、心氣收まらざる故に手足堅くなりて自由を爲さず、唯氣ばかり急ぐ故に手足共朽木を折るに似たり、氣はその業を覺ゆれども手足は覺ぬざるなり

◎浮矩高足

浮足と云へども足ばかり浮くもの非ず、畢竟は心の浮くなり高足は過る足足らざる脚なり、たとへば水に物を浮べる如し五体共に力なくして心に及ばず、心及ばざれば形崩れて堪ふ

る能はず、略傳にも心氣必ず應じ理解先に定むと見たり、然る故に行事は唯其の心の一手の出る所を知るべし、容易に見ぬざるなり

◎忍運の理

忍は相撲道の第一義なり、善惡共に出る所を堪へ忍ぶ、忍は即ち表を柔にするの形、運とは氣を手足に通ずるの理、業は即ち機の乗る處、恰も舟に棹さすが如し

◎相撲の批判

最後に蝸牛氏は相撲の批判を試みられたり、この書は(隱雲解)元來卷末にも云へる如く、千冊を限りて絶版し畢りたるもの、左れば多く世に傳はらざりしならん、余が寫し置きたるものも脱字誤字多くして、十分に氏の意思を傳ふる能は

されども、只纒かに其の俤を窺ふの端とせんのみ  
 嶋牛氏曰く、夫れ相撲の勝と云ふ事も負ると云ふ事も皆我より出るなり、總じて人の虚は見ゆれども我虚は見ゆず、これを要するに其の業全く至らざるに由る、只稽古一日も怠りなく勵みて、よく我が身を顧み其の足らざるを尋ぬべし、功を積みて自然と妙術の出るに至らば、相手の虚よりは我虚なる事先づ知らるべし、これを知るが故に自ら顧み慎む、左れば善惡とも我にありて人になし、今は相撲の業上達すれば、只に名を三ヶの津に轟かすばかりにはあらで、高位高官の眼前へも出らる藝なり、元邊部に生れて埋木となり朽ち果つべき身の、力量大兵を頼んで此の業に入る、漸く成熟すれば泥中より出し蓮にも似たらんか、只一圖に心を磨くべし、象と心

と釣合はされば、真劍の勝負に在りて見ゆ透きて恥なり、唯腹の中、一物を水晶の清らかなる如く磨がき、佩刀する時は武士の行儀作法は申す迄もなく、心から總て武士とならざるべからず、上は敬ふて媚びず、下は隣んで侮らず、仁を施すの氣位を守る事これ專一也、わが腹中の一物見ゆざる時は、従つて我恥辱とも得覺らず、真劍の勝負を爲すに及んでは人明かにこれを知る、たとへば我より劣る者と立合ふ時は、先はよく我は悪くとも然るべし、又手を免すにも非ず、其の意味は只其の程にあるべし、古人の云ひ傳を聞くに、立合ふて行司團扇を引いて取組む、其の際待てと云ふ事なし、是は延亭の頃八角谷風の時、初めて待てと云ひし事を聞く、尤も陰囊隠しと名付けて、廻しの垂も一尺も下げたり、今は少しも

下げず、斯の如くなるが故に作法亂れて恥を知らず、尤も安永の頃迄は待なしに取る人も間々見むたり、懇望の方々は能く知る所なり、今の世は上手はあれども名人はなし、人皆利口にして一圖の人は稀なり、されどは其の人の罪にもあらず、時勢の然らしむる所亦是非もなし、夫れ勝負の論ある時は東西の年寄行事三人立ち合ふて、數年の業の妙術掛分る事秤を持つが如し、毫厘の依估なくして正しく分るが故に、古法に權衡の決する所必ず四十八手の外に出でず、何々と云ふ手の名に比べて或は四分六分、或は七分三分と分ち決するなり、略傳に曰く、宜なる哉實に照代の雄觀、斯に於て盛んとなすどあり、誠に依估なく清らかにして美々しき物ゆる、實に天下泰平の見物

は是なりと云へるなり、然れども已むを得ざる事ありて曲て諂ひ古法を乱す、今これを改むる時は却りて禍となる事あり悲ひ哉、

そも、相撲を業とする者は、わが生國を離れて諸國を周遊する者にして、何國の者を師とし又朋友とせんも計られず、全業者は親子兄弟の如くする事これ古法なり、常に相撲の古を有道に就て正し、行儀作法を嚴かにし相撲の格式を守り、必ず下れる世の俗流に従ひて邪路に入るべからず、

つらく、今の世の有様を見るに、如何に時勢とは云ひながら、業は未熟なりとも大兵にして形よければ直ちにこれを闘とし曲て皆敬ふ、左れば事の意味甚だ疎くして、身の程をも忘れて我意を振ふ、略傳に曰く、力あつて法を蔑るにするは亂の

階也、力有つて法に隨ふは治の具也、夫また一に爰に決すとあり、力あつてと云ふ事は誠の役取と云ふ心、法を蔑るにすると云ふ事は行事年寄の言葉を用ゐざるを云ふ、これ亂の始めなり、力あつて法に従ふ時は誠に治世の道具、作法古來の如くならんと云ふにて、只一筋にこれを守るべきを云へり、今の立合ひの如くなれば行事の團扇邪應になる、双方氣改まる故に立所を失ふ、畢竟するに其の本修まらざるを以つて只手前の勝ばかりを見て論多し、また年寄行事に於ても、心腹の秤にかゝらざるが故に判断更に決せず、行事も亦古法を失ふて曲たるに従ふ

略傳に曰く行事の官は易からず、故に世々相撲を難しとせずして行事を難しとするもの、亦良馬伯樂の喩に類するのみと、

誠に行事の官は容易ならざるものなり、行事は本より本朝相撲の司なり、左れば世々關取は續けども行事の一人は出來難し、野生の馬を取つて正しく良馬に仕立て、高位高官の用物となす實に伯樂の徳なり

◎投手業の理解

これも亦蝸牛老の説く所、意味深長にして微妙の機を明かに察し、大に相撲人の心得べき事を述べられたり、曰く相手有つて立つ、其の心氣は流るゝ水の如く、弦を放れし矢の如くなるべし、腹清くして業は鋭に白劔を振るが如くなるべし、是皆心氣を治むるに在り、總て業は心のなすところ、故に行事勝負を見る事目にあらず、心盡く手足に通るを要す、爰を以て形よりは心の生ずる事早し、故に見るは遅くし



て知るは早し、是第一の傳授なり、  
 業に就いて云はんは、我手を相手の脇の下へ入るゝを差手と  
 云ふ、又片手の臂を我腹へつけ、相手の肘をツツと押へ、左  
 を差す時は左指、右を助手と云ふ、又差足助足と云ふ、總て  
 差足助手共に腕首を和かに、親指と臂に力を入れる心持なり、  
 この意味は數多しと云へども、皆得手に傾くの氣筋、勝負の  
 理解は我腹に的あつて、取者は負を知り勝を知る、其の的は  
 稽古の妙術、故に稽古を忘る時は的なし、四ツ身は上手の肘  
 に力を入れ、助足を釣込んで割付け、相手は曲つて我は直  
 なる故、手を伸さずして廻しを取る、是は名術にして意味多  
 し、總て我より動いて心を亂さんよりは、動かさずして心を治  
 めんには如かず、又行ひがましき事を望んで行ひ、義に違は

んよりは行はずして道に適はんこそ望ましけれ、此の所に心  
 をひそめて自ら悟るべし、又小兵たりとも大兵に等しく、唯  
 和かに丈夫に見ゆるこれを塩梅といふ、總てこの意味を辨へ  
 て見る時は、人の氣位、眞劍の勝負故に明かなり  
 業の形、また取組の形、繪に記しては意味届かず、文に顯は  
 さんとするに筆足らず、只其道の人々自得さるべきなり、四  
 ツ身にて上手廻しを取り、全しく上手の足を相手の内股へ蹴  
 込む心にて、下手の方へ廻つて落す、是を上手矢倉と云ふ、  
 下手より釣上げ、廻りながら合手の膝を我が上手にて拂ふ、  
 これを下手八倉と云ふ、上手にて廻しをとり、我腰を少し下  
 つて、我頭にて土を拂ふは腰にかけて投る、是上手投なり  
 下手投は相手の二の腕を免さず、腰にかけて投るなり、上手

を取つて頭を上手の方に廻し、足を抜いて引居へるを出し投  
 げと云ふ、又廻しを取つて矢倉の如く振りまはすを入柄投と  
 いふ、又相手の脇へ頭を出し、相手の腕を使ふて、下手にて  
 脇廻しを取つて、あけに倒るるを腕戻り、居つて向ふへ返るるを  
 撞木反、諸手を差して足を掛れば掛反、又相手の足の膝より  
 下を我が肩に當て、あけに倒るる時は一寸反ツマ取りは古人  
 の傳なれども今はなし、掛は皆人の知る所故記さず、捻は手  
 にてする業の名なり、前に記す如く皆氣變の爲す所なれば、  
 手の数は多くあれども基く所は心の一手なり、故に目に見る  
 ず口に説けず、また人に教ゆる事も能はず、稽古の修業苦し  
 み苦しんで我と知る妙術なり  
 以上立合ひの意味より以下は蝸牛老人の殘し置かれたる相

撲隱雲解によれり、この書は寛政五年秋七月、蝸牛氏の退  
 隱する時の著なり

◎相撲番附

相撲の番附を發賣するに至りしは寶曆年間はうりきねんの事にして、岸根  
 治右衛門の發行せしを始めとす、治右衛門は三河屋と號して  
 相撲道には極めて明かなる人なり、また文字ありて相撲道に  
 かゝる著作もありける由、根岸の家は爾來番附發行の權を所  
 有する事百數十年、其の間十餘代よくだいを経たり、左に記すは勸進  
 相撲の繁昌を祝したる文意にして、根岸治右衛門の筆になれ  
 りとか

相撲は近代の業にあらす、神代々々諸の尊の好ませ給ふ  
 ゆゑ、神龜年中御節會の御祭事に御相撲はじまり、剛弱虚

實の争ひにて眞劍の勝負なれば、神も受納ありしとかや、  
 諸人好嫌これあるとはいへども、戯れの見物事とは相違の  
 業にて、五穀成就の御祭事に朝廷にてはじまり、今に於て  
 神事祭禮相撲國々神社にてこれあり、依て幣をたつるなり  
 先年より諸侯様方相撲御抱え遊ばさるゝは、御慰み申すば  
 かりにあらす武術にかゝはり、不斷稽古御覽遊ばされん  
 嗜みにも相成るべき業なり、然ると云へども古代仔細これ  
 あり暫時御差し止めに相成る、予が先祖艱難いたし日々願  
 ひ上げ奉り御免を蒙る、追日相撲職業盛んに相續き營む、  
 御國恩あり難き事は申し盡し難し、仍て敬意を奉つる

雷 權 太夫

浦風林右衛門

年 寄

糸川新右衛門

鍛山喜平次

境川浪右衛門

玉垣額之助

帳 元

根岸治右衛門

是より根岸の家は江戸相撲の帳元と定まりたり、この家もと  
 江戸の名主なりしが極めて相撲を見るを好み、従つてその勝  
 負を見分る事も自然の間に妙を得たりけり、左れば將軍上覽  
 などの折には特に勝負付けを上つる事を命せられたりと云  
 ふ、かゝりける程に後には行司たらんと欲する者、皆此の根  
 岸に就いて教を乞ふに至れりとぞ

初めは只勝負付けを献納するまでなりしが、後には取組番附をも差出す事となり、終に上梓して發賣することをも許さるゝに至れり、此の時までは力士自身に其の日の取組みを記して、各得意先へ送りわたるのみなりし

◎番組及び給金

相撲の番組はこれを五段に分つ、幕の内、幕下、三段目、序二段、序の口これなり  
力士の給金は元本場所の一興行、即ち晴天十日にて横綱廿五両、大關二十両の定めなりしが、現時は横綱四十五圓、大關四十圓、關脇三十五圓、小結廿八圓、幕の内の前頭は二十圓以下十五圓までなり、幕下にては貧乏神十圓、以下は九圓より四圓までなり、三段目は四圓以下一圓まで、序二段は三圓

より一圓まで、序の口は一圓なり、以上の定めは、幕下以下は其の時の成績によりて決するなり

◎行事の給金

行司の給金は最高を十圓とす、木村庄之助、式守伊之助の兩人なり、この兩人は土俵の上にて草履を許さる、次は足袋行司と稱へて八圓より五圓までの者五六人、其他は一圓以上四圓以下なり、呼出しは二十餘人もありて一人二圓とす

◎年寄及び検査役

年寄は別に給金とてなし、只門弟の給料の幾分を取るに過ぎず、されど現時の角力協會取締二名は、年給二百圓の外に、本場所一興行毎に二十八圓を得るなり、検査役の給金は一興行八人にて、一人に就き二十圓なり

◎古今大關一覽

寛永以降大關に上りし者は實に百八人、其中横綱の榮を得たる者は十七人あり○印は横綱

○明石 志賀之助 (前に出づ)

仁玉 仁 太夫 (江戸、寛永)

山嵐 嶽 右衛門 (出羽、正保)

白山 新三郎 (加賀、正保)

鬼勝 象之助 (紀伊、元祿)

○兩國 梶之助 (因播、元祿)

御用木 無次 右衛門 (江戸、元祿)

大碓 灘 右衛門 (大阪、寶永)

兩國市 太左衛門 (江戸、正徳)

○丸山 權太左衛門 (前に出づ)

管谷 勘四郎 (江戸、元文)

大矢島 新右衛門 (伊豆、元文)

箕島 重左衛門 (播磨、寛保)

細谷 峨嵯 右衛門 (山城、延享)

北國 官太夫 (奥州、寛延)

比良 嶽 志賀 右衛門 (近江、安永)

駒ヶ嶽 儀 右衛門 (奥州、安永)

大木 戸源 太夫 (九州、安永)

虹ヶ嶽 仙 右衛門 (江戸、安永)

鬼方 島磯 右衛門 (九州、安永)

鳴澤 音右衛門 (備前、安永)

源氏森繁右衛門 (九州、安永)  
 鷺ヶ峰瀧右衛門 (奥州、安永)  
 繪島瀧灘右衛門 (阿波、安永)  
 鷺ヶ濱音右衛門 (奥州、安永)  
 二所ヶ尾軍太夫 (奥州、安永)  
 四國瀧國右衛門 (九州、安永)  
 今雲灘右衛門 (奥州、安永)  
 鷺海灘右衛門 (九州、天明)  
 鏝嶽岡右衛門 (奥州、天明)  
 二荒山瀧右衛門 (下野、天明)  
 筑紫瀧増右衛門 (九州、寛政)  
 鶴渡國右衛門 (備前、寛政)

龍ヶ洞谷之助 (奥州、寛政)  
 木播山森右衛門 (奥州、寛政)  
 廣原海浪右衛門 (伊勢、寛政)  
 押尾川卷右衛門 (大阪、寛政)  
 關ノ戸音右衛門 (奥州、享和)  
 市ノ上淺右衛門 (筑前、享和)  
 大見崎音右衛門 (江戸、享和)  
 吹歸寅右衛門 (九州、文化)  
 錦木塚右衛門 (奥州、文化)  
 小ノ瀧定右衛門 (江戸、文化)  
 鬼面山與一右衛門 (阿波、文化)  
 白川志賀右衛門 (奥州、文化)

鐵石城五郎 (江戸、文化)

千田川熊藏 (紀伊、文化)

山ノ井鷲之助 (因州、文政)

有馬山瀧右衛門 (盛岡、文政)

荒馬大五郎 (江戸、文政)

千田川音松 (奥州、文政)

源氏山綱五郎 (奥州、文政)

秋津風音右衛門 (奥州、天保)

不動山岡右衛門 (九州、寶曆)

惠蘇<sup>ク</sup>嶽岸右衛門 (大和、寶曆)

○谷風梶之助 (前に出づ)

○小野川喜三郎 (前に出づ)

九紋龍清太夫 (江戸、天明)

鬼面山谷五郎 (阿波、寶曆)

玉垣額之助 (雲州、文化)

陣幕島之助 (阿波、寶政)

九國山新治 (九州、明和)

雷電富右衛門 (雲州、寛政)

平石七右衛門 (讃州、享和)

柏戸宗五郎 (仙臺、文化)

鬼面山與一右衛門 (阿波、文化)

大岬丈右衛門 (九州、文化)

鉞音五郎 (九州、文化)

鳳谷五郎 (九州、文化)

柏戸利助 (奥州、文化)

玉垣額之助

源氏山吉太夫 (奥州、文政)

四賀峯東吉 (奥州、文政)

○阿武松縁之助 (前に出づ)

○稻妻電五郎 (前に出づ)

緋絨力彌 (平戸、天保)

追手風喜太郎 (平戸、天保)

劔山谷右衛門 (阿波、天保)

○不知火諾右衛門 (前に出づ)

○秀ノ山電五郎 (全上)

武隈文右衛門 (不詳、天保)

鏡岩濱之助 (村松、嘉永)

小柳常吉 (江戸、嘉永)

猪王山森右衛門 (因州、安政)

階ヶ嶽龍右衛門 (奥州、安政)

境川浪右衛門 (桑名、安政)

○雲龍久吉 (前に出づ)

○不知火光右衛門 (全上)

○鬼面山谷五郎 (全上)

○陣幕久五郎 (全上)

○境川浪右衛門 (全上)

象ヶ鼻平助 (丸龜、明治)

綾瀬川三左衛門 (大阪、明治)



- 雷電 震右衛門 (能登、明治)
- 朝日嶽鶴之助 (不詳、明治)
- 梅ヶ谷藤太郎 (筑前、明治)
- 楯山久三郎 (東京、明治)
- 鋸山谷右衛門 (阿波)
- 大達羽左衛門 (大泉)
- 一ノ矢藤太郎 (越前)
- 西ノ海嘉次郎 (薩摩)
- 小錦八十吉 (下総)
- 大鳴門灘右衛門 (淡路)
- 八幡山定吉 (土佐)
- 大戸平廣吉 (仙臺)

- 大碓紋太郎 (尾張)
- 鳳凰馬五郎 (東京)
- 朝汐太郎 (伊豫)

◎東京力士略傳

小錦八十吉

上總國武射郡横芝村平民農岩井彌市の長男にして慶應三年十月の誕生なり、高砂部屋の力士にして明治十七年五月序の二段に現はれ、十九年五月幕下に進み、二十一年五月には幕の内に入れり、二十二年一月前頭の首座を占め、全年五月小結となり、二十三年五月東の大關に据りたり、爾來六年の間其位置を保ち、二十九年五月横綱免許の榮を得たり、其の間進歩の迅速なりし事古來稀有なりといふ

鳳凰馬五郎

下總國千葉郡冬田村御代川某の長男にして幼名を虎之助と云ふ、慶應二年十一月の誕生なり、明治廿五年まで幕下にありしが、二十六年一月幕の内に入る、二十八年一月前頭の二枚に進み、全年五月其の首位を占めたり、廿九年五月東の關脇に上り、三十年一月張出し大關となり、全年五月西大關に据はる

朝汐太郎

伊豫國西宇和郡八幡濱の人増原勘十郎の三男にして元治元年十月の誕生なり、大阪相撲押尾川の門に入り、明治二十二年頃まで大阪に居たり、二十三年東京相撲に入りて幕下に入る、廿五年前頭の首に進み、翌年一月關脇となる、三十一年五月

遂に大關に進みたり

大砲萬右衛門

盤城國荊田郡三澤村の人角張萬吉の次男にして明治三年八月十五日の生なり、小車部屋の力士にして明治廿三年幕下に進み、廿五年六月幕の内に入る、二十六年一月小結とまで上りしが、成績頗る悪くして其の年の五月には三四枚降級せり、二十七年一月關脇に進みて又前頭に落ち、二十八年一月に再度小結となり、三十一年五月張出し關脇に進み、本年一月塲所には元の關脇に復したり

逆鉾與治郎

薩摩國阿多郡花瀬村の生れにして明治四年五月の誕生なり、廿五年高砂の部屋に入り、廿六年序二段に進む、廿七年五月三

段目に上り、廿八年一月幕下に入れり、爾後段々に進みて三十一年一月には小結となり、全年五月遂に關脇に上りたり、小兵なりと雖も有名なる手取りなり

荒岩龜之助

伯耆國汗入郡豊房村山崎善三郎の次男にして明治四年二月の誕生なり、元大阪力士なりしが後東京小車の門に入る、明治二十七年五月幕下に進み、三十年一月幕の内に入る、全年五月前頭三枚目に昇り、三十一年一月西の關脇となる、當年春場所は病氣にて欠勤せり

源氏山頼五郎

陸奥國北津輕郡今泉村青山男茂吉の長男にして元治元年の生れなり、今泉と名乗りしを後源氏山と改む、高砂部屋の力士

にして十九年四月幕下に現はれ、二十二年五月幕の内に入る、翌年五月前頭三枚目に進みしが、過失ありし爲め一旦除名されたりとも、二十五年の六月に歸參を許されたり、爾來成績次第によく、廿九年五月には小結とまで昇進したり、三十年一月關脇に上りしが、病氣の爲めに前頭の二枚目まで下れり左れども其の年の五月に再度小結となりぬ

梅の谷音松

越中國中新川郡西水橋の賣藥商押田喜平の子にして明治十一年一月の誕生なり、雷部屋の評判力士にして二十九年五月幕下に現はれたり、三十一年一月幕の内に昇進し、全年五月前頭二枚目に上る、本年一月場所には小結に位置に据りたり遠からずして大關たるべきものなり

谷の音嘉市

出雲國八東郡揖屋村の者にして慶應三年の誕生なり、雷部屋  
 の力士にして明治二十年幕下に現はれ、二十二年一月貪乏神  
 となる、二十三年一月幕の内に入り、廿四年一月前頭二枚目  
 となる、廿五年六月小結に進み、翌年病氣にて前頭の首に落  
 つ。廿七年一月再度小結に復し、翌年五月關脇となる、二十  
 八年一月には又前頭に落ち、全年六月又關脇となる、二十九  
 年一月前頭の二枚目にまで落ち、全年五月又々關脇に復す、  
 それより小結に落ち前頭に落ち、最早到底回復するの見込な  
 し

海山太郎  
 土佐國土佐郡江の口村字比島の農、笠井張藏の長男にして明

治二年十月の誕生なり、元大阪相撲に入りたるが後東京相撲  
 に加はる、明治二十七年幕の内に入り、二十八年五月前頭二  
 枚目に進み、二十九年五月前頭の首座を占め、三十年一月に  
 は關脇とまで昇進したり、三十一年五月前頭の首に落ち本年  
 はまた二三枚を落ちたり、谷の音と全しく回復の見込みなし

黒岩萬吉

伯耆國東泊郡伊勢崎村山下惣十郎の次男にして明治四年二月  
 の誕生なり、明治廿五年大阪相撲に入り眞鶴の門に入る、廿  
 七年福岡の興行に紛議ありて分離し、意を決して東京相撲に  
 入る、廿八年一月幕下に附け出され、三十年五月幕の内に進  
 みたり、三十一年には前頭の三四枚に進み、随分人氣を得た  
 る相撲なり

常陸山谷右衛門

茨城縣水戸の士族市毛高成の長男にして明治六年の誕生なり  
 學術修業の目的にて東京に出で、終に意を決して高砂の門に  
 投ず、二十八年中幕下にまで進みしが故ありて逐轉じ、後大  
 阪相撲に入りたり、三十年四月歸參し、翌年一月幕下に入り、  
 三十二年一月幕の内に入れり、常陸は三十一年一月以來實に  
 全勝の勢ひにて、今は殆んど敵なきの有様とはなれり、是ぞ  
 未來の横綱大關たるべきもの歟

◎大阪相撲

相撲は元關西に始まりて次第に關東に漸み行きしものにして  
 昔の力士は多く近畿より出でしが、奈良、平安の朝を経て政  
 權と共に武門に移り徳川氏の江戸に居するに及んで終に全く

江戸のものも定まるが如き有様とはなりぬ

左れば王朝の昔しには云ふ迄もなく藤原氏、源平氏、北條足  
 利氏、織田豊臣氏などの時代にも無論興亡盛衰はありしにも  
 せよ、近畿地方より幾多の力士を出せし事は事實なり、徳川  
 氏政權を執るに及んでは東北専ら盛んに行はれて、四國九州  
 中國よりも多少の力士は出せしかども有名なる力士の多くは  
 東北より出づるに至れり、

大阪にて大相撲として興行せしは元祿年中の事にして、爾來  
 東京より來りし者を大關に据ゑ、大阪方の大關は中頭として、  
 取組みなせし事は更になかりしが、明治に至りて初めて對  
 等の大關として立てらるゝに至り、隨つて双方を取り組ます  
 事になりたり、今爰に明治初年以來、大阪の大關として据ゑ

られたる者を擧ぐれば左の如し(▲印は横綱)

千歳川龍藏 (薩摩の生れ、頭取竹縄事)

山分萬吉 (全、矢張頭取竹縄の名跡を次ぐ)

▲八陣信藏 (淡路の生れ、頭取小野川事)

梅ヶ谷藤太郎 (筑前、後東京に入る今の取頭雷の事)

▲高越山谷五郎 (兵庫の産、若駒と名乗りし事あり)

真鶴政吉 (因州の生れ、頭取朝日山となる、元は四車と名乗り)

黒岩重太郎 (讃州の産)

山響光五郎 (筑前の産)

大錦大五郎 (筑後の産)

響矢熊十郎 (阿波、後東京に入る、今の年寄武藏川の事)

八尾ヶ關周藏 (尾張、頭取となりて三保ヶ關と稱す)

浪渡リ亥之助 (大阪)

松ノ音善藏 (攝州吹田)

八陣政五郎 (淡路、頭取松尾崎の事)

熊ヶ嶽庄五郎 (筑後)

真鶴政吉 (伯耆)

猫又三吉 (越中)

虎林寅吉 (大阪)

追手風順吉 (肥後、頭取となりて陣幕と稱す)

嵐山八太夫 (越前)

鬼面山谷五郎 (阿波)

▲八陣調五郎 (阿波)

擇迦嶽清一郎 (大和)

平野川鹿藏 (攝津)

一ノ濱音吉 (攝津)

明治初年以來、大阪相撲は次第に活氣を帯び來りて頗る盛大を極めたるが、然れども猶ほ東京相撲に比すれば數歩を譲らざるべからず、彼の梅ヶ谷の如き、響矢の劔山の如き、皆最初大阪相撲として其の名を轟かせしものなれど、終に去つて東京相撲に投ずるに至りたるにても知らるべし、要するに大阪は其の人氣の東京に較べて劣れるに依れる歟、如斯にして好力士は次第よ大阪を去るのみならず、明治二十一年の大相撲に際して非事なる紛議起りし爲め、遂に分離して二派に別るゝ事となり、大阪相撲に一大不詳事を顯出しぬ、廣角組と云へりし連中これなり、恰かも東京力士中にて高砂が別派を

組織し、名古屋を根據地として競争せし如く、廣角組の取締三宅彌太郎の如きは、爾來東西に奔走して熱心に盡力し、終に明治廿五年二月南地千日前に地所を求め、東京相撲と合併興行の定場所と爲すに至れり、然るに大阪の俠客中其の人ありと知られたる小林佐兵衛の仲裁に因り、爾後八年間結んで解けざりし兩派も終に和議を調へ、去る廿八年四月全く合併する事となりたり、是によりて大阪相撲は再度盛大となり、現今に於ては殆んど東京相撲と對等の地位を保つ事を得べき迄に進歩せり、廣角組中にて大關たりし者を擧ぐれば

眞鶴政吉 (伯耆)

大鳴門太三郎 (備前)

殿 源吉 (肥後)

耕絨谷五郎 (大阪)

編者曰く大阪力士の重なる者十人を撰び其の略傳を記載するの考へなり  
も都合ありて俄かに旅行する事となりたるを以て其の意を得ず遺憾ながら  
再版の折を俟つて増補するの已むを得ざるに至りぬ

相撲全書終

※ 買賣米期定 ※

○長距離電話加入○

東九百三十三番

登録電  
信畧號 才サカアメジ

正確ニ取扱可申倍舊ノ御引立ヲ  
祈ル

大阪堂島米穀取引所仲買

株主 雨森治郎介

伏見商品取引所仲買

雨森茂一



## ◎株式秘密通信

二

通信の要は幾微を察し又た極めて敏捷奇警なるに在り而して我大阪は帝國の商業中心地として夙に海内に鳴れる而已ならず將に進んで世界的舞臺に雄飛せんとするの機運に際會しつゝあるに拘はらず其の實業通信機關の設備に至ては未だ完からずして往々隔靴搔痒の感に堪へざらしむるものありき茲に於てか數年間斯道に經驗ある者協同して今回通信部を設け其の機關として先づ第一着に株式場裡に於る百般の事情を細大漏さず探聞して之を同好の士に迅速報道の勞を執らんと欲す庶幾は以て株式海航行の羅針盤たらん哉

附言 本部の通信は依頼者の需に依り特に秘密を守り査覈報道するものにして趣意書及び規則書は郵券貳錢を授せば直ちに郵送すべし

### 一 株式通信

市場の光景は勿論所謂大手筋の舉止動作及び政治外交問題の諸株式に及ぼすべき影響又は經濟的金融界望の事情等凡そ株式市場人氣の消長に由て以て關係すべき諸問題を報道して同好諸士の參考に資料すべし

大阪市東區北濱二丁目六十六番邸

株式日報欣報社内

## 株式通信部

主任 海老友二郎

三

元文部次官小山健三君序文  
 樞密院書記官長小牧昌業君題字  
 讀賣新聞主筆高田早苗君序文  
 萬朝報編輯主任小林慶二郎君序文  
 倉田熱血著

# 近畿實業家列傳

第一編 四月十五日發行

悉く美麗なる肖像畫挿入  
 ▲定價一部一圓五拾錢  
 ▲五百ペーシ

第一編中登載の人物左に  
 磯野小右衛門君 玉手弘通君 宮津賢二郎君  
 二谷軌秀君 野田吉兵衛君 大三輪長兵衛君  
 神田兵右衛門君 岡本喜三郎君 藤本莊太郎君  
 池田政一君 梅原龜七君 廣瀬宰平君  
 佐伯喜一郎君 大森敏寛君 田邊貞吉君  
 三宅實藏君 松本重太郎君 藤田傳三郎君  
 村井吉兵衛君 鳥井駒吉君 濱崎永三郎君  
 今西林三郎君 故粟谷品三君 故藤本清兵衛君

土居通夫君 浮田桂三君 外山脩三君  
 山本龜太郎君 其他外數君

▲第一編の附録中には贈從四位伴林光平翁の詳傳及彼れが奈良獄中にあつて述作せし南山踏雲錄正誤一班として翁が長子光雄子が當時の關係者と往御難問詰答を重ねし尺牘十數則を添へ更に又文久三年以來身を國家の爲めに致し了り昨年五位を贈られし橋本若狹君の畧傳を添附せり

大阪曾根崎番外八十四番邸

## 不朽社發行所

弊社従來曾根崎二千四百十番邸内に設置有之候處今般都合に由り番外八十四番邸内に移し候間爲念謹告仕候

不朽社々長 倉田熱血

# 堂島米穀取引所

堂島濱通り一丁目

## 上村善兵衛

但シ寄場前西濱側

## 仲買人

定期米現米  
右賣買ハ  
 確實ニ御  
 取扱ヒ可  
 申候間何  
 卒多少ニ  
 不<sub>レ</sub>限御注  
 文被<sub>レ</sub>仰付  
 度伏<sub>レ</sub>而奉  
 懇願候

# ◎定期米賣買

右確實ニ御取扱可申候間多少ニ不拘御注文被  
 仰付度奉願上候

大阪堂島米穀取引所

## 仲買人 白神治三郎

(電話東千二百七十五番)

◎電信略號

(オサカ、シラカミ)

諸公債  
諸株券

賣 買

八

右現物取引を専務とし精々勉強致候間御用向  
希上候

大阪株式取引所仲買人

電話東七九八  
六四五

三宅商店

株式取引所裏門西へ入

政治、法律、文學、經濟、財政、商況、諸物價、其他社會一般の出來事を奇警迅速に  
報道する日本唯一の新聞紙なり

▲毎月曜日大祭翌日休刊

日新大和

一ヶ月	金一錢五厘
三ヶ月	金二錢三厘
六ヶ月	金三錢
一年	金六錢五厘
日々送り	一月金十三錢
三枚送り	一月九錢

▲廣告掲載料

五号活字一行金拾五錢

五日以上一割引

▲新聞代價及廣告料ハ総テ前金ノ事

奈良縣奈良市今御門町三番地

發行所 新大和社

九

# 定期米賣買

多少ニ不拘御注文被仰付度奉悃願候

大阪堂島米穀取引所仲買人

長距離電話加入  
東六百八十一番

池田政一

電信略語發着常用願濟

オサカイケマサ

定期未の賣買ハ……  
確實と迅速ハ自ら贅せず

電信略號常用願濟

オサカ、ウエユ

大阪堂島米穀取引所

仲買人 植幸商店

電話番號 東八百廿九

堂島濱通り二丁目

定期米賣買

右確實に御取扱可申候間御注文也

長距離電話加入

東千二百六拾七番

大阪堂島米穀取引所仲買人

後藤義三郎

電信  
略語

オサカゴトギ

○諸公債諸株券定期

現物賣買

電話百四十七番

大阪株式取引所仲買人

松谷元三郎

大阪株式取引所裏門角

定期米及現米の賣買は多少に不限確實迅速  
に御取扱可申候間倍舊の御注文被仰付度奉  
希上候

堂島米穀 取引所 仲買人 阿部藤商店

大阪堂島濱通一丁目

### 電信略語常用願濟

ヲサカ、アベトキチ

阿部藤吉

### 定期米高低月表

全九葉

- 毎月五日發行
- 壹部定價四拾錢
- 六ヶ月豫約前金五歩引
- 壹ヶ年壹割引

明治三十一年 大阪株式取引所 定期米高低年表 一冊定價 五拾錢

### 株式定期現物賣買

右誠實に取扱可仕多少に拘御注文奉希候

大阪市東區北濱貳丁目

株式取引所 仲買人 電話四五〇

大阪市東區備後町心齋橋筋

梅原龜七商店

書肆 梅原龜七

賣買手續明細書御入用方進呈可候

全 明治三十二年三月三十日印刷  
年四月五日發行

編輯兼  
發行人

吉村 楯

大阪市北區曾根崎番外八拾四番寄附

印刷所  
發行人

梅原 書肆

大阪市東區心齋橋備後町四丁目

全 飯田 朧 文堂

全 西市西區京町堀二丁目百拾四番地

全 不 朽 社

全 市北區曾根崎番外八拾四番地

印刷所 大阪印刷合資會社

大阪市西區江戶堀下通五丁目  
百四拾五番屋敷





[Faint, illegible text on the left page, possibly bleed-through from the reverse side.]

[Faint, illegible text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side.]

